

平成23年度農林水産省  
独立行政法人評価委員会  
農業技術分科会（第1回）

平成23年6月22日（水）

午前10時02分 開会

○内田技術政策課長補佐 それでは、お時間となりましたので、ただいまより、平成23年度第1回農業技術分科会を開会いたします。

開会にあたりまして、農林水産技術会議事務局、松田研究総務官からご挨拶を申し上げます。

○松田研究総務官 独立行政法人評価委員会第1回農業技術分科会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員及び専門委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、また大変暑いところ、当分科会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年22年度は、各独立行政法人にとりまして、平成18年度から5年間で設定しております中期目標期間の最終年度でございました。このため、独立行政法人通則法に基づきまして、本年2月7日に農業技術分科会、2月21日の農林水産省独立行政法人評価委員会でのご審議を経まして、3月2日に平成23年度からの中期目標を定めたところでございます。

また、独立行政法人通則法で、この中期目標に基づきまして、独立行政法人が当該中期目標を達成するための中期計画を策定することとなっており、3月9日に農業技術分科会でのご審議を経まして、同31日に主務大臣の認可を受けたところでございます。

本日の分科会では、まず、中期計画につきまして、積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により繰越をせざる得ないものの扱い等、繰越積立金の充当内容に係る変更についてご審議をいただき、次に、各独立行政法人の平成22年度財務諸表に関するご審議をお願いしたいと思っております。

改めて申し上げるまでもなく、独立行政法人は、農林水産研究の推進に極めて大きな役割を担っております。委員及び専門委員の皆様におかれましては、各独立行政法人により一層効果的・効率的に研究業務を推進し、農林水産業、食品産業の発展と、豊かで健康的な国民生活実現に寄与する優れた業績を上げることができるよう、幅広い視点からのご審議をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、齋藤分科会長、よろしく願いいたします。

○齋藤座長 齋藤でございます。本日は、大変お忙しいところ、委員及び専門委員の皆様にご出席賜り、ありがとうございます。

今日の出席状況及び配付資料については、事務局から確認ということでお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 最初に恐縮でございますが、今日、大変天気がよく、また冷房がな

かなか効かず、お暑い中大変申し訳ございません。

夏季の軽装奨励期間中ということもあり、私ども軽装とさせていただきますので、改めまして、委員の皆様方にもどうか楽な格好でご審議いただければと存じます。

それから、本日の出席状況ですが、西澤委員、前嶋委員、大下専門委員、小崎専門委員からご欠席の連絡をいただいております。委員3名、専門委員7名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、事務局側の紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶を申し上げました、松田研究総務官でございます。

○松田研究総務官 松田でございます。よろしくお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それから、技術政策課長でございますが、5月に異動がありまして、新しく着任いたしました小平技術政策課長でございます。

○小平技術政策課長 小平です。よろしくお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それから、瀧澤総務課調整室長でございます。

○瀧澤調整室長 瀧澤でございます。よろしくお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それから、今野生産局農業生産支援課課長補佐でございます。

○今野農業生産支援課長補佐 今野でございます。よろしくお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それから、末口研究専門官でございます。

○末口研究専門官 末口と申します。よろしくお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 最後に、私、内田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元の資料、一番上でございますが、配付資料一覧。続きまして座席表。それから、議事次第。それから続きまして、出席者名簿。その後に、2ページめくりまして、資料1、各独立行政法人の中期計画の変更について。それから続きまして、資料2、各独立行政法人における平成22事業年度の財務諸表の承認について、この諮問文書でございます。それから続きまして、資料3、各独立行政法人の第Ⅱ期中期目標期間に係る積立金の処分についてというのがございまして、資料3は、これは3-1と-2ということで丁立てをさせていただきます。それから、その次に、資料4、今後のスケジュールについてでございます。

それから、その下に、4法人の第Ⅱ期中期目標期間終了時の積立金総額及び処分の方法の参考資料がございます。

それから、その下に机上配付1としまして、冊子でございますが、各独立行政法人の平成22年度財務諸表がございます。財務諸表が4法人分ございまして、農研機構については、決算報告書が別途ございまして、それで都合5冊でございます。その下に、各法人の監査報告書及び監事の意見書が付けてございます。

これがメインの資料でございまして、あと別途、お機の左の方でございますが、机上配付2ということで、各独立行政法人の平成22年度に係る業務実績報告書でございます。

以上が配付資料でございます。過不足等ございましたらお知らせをいただきたいと存じますが、いかがでございでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、よろしく願いいたします。

○齋藤座長 時間が1時間半程度と限られているということですので、時間はできるだけ厳守したいと思っております。膨大な資料ですので、全部が全部、事細かに説明ということはできませんので、ポイント、ポイントをお話いただくことになるかもしれません。

議題でございますが、まず1は、各独立行政法人の中期計画の変更についてということでございます。それから2は、各独立行政法人の平成22事業年度における財務諸表について、3が、各独立行政法人の第Ⅱ期中期目標期間に係る積立金の処分について、4は、その他、となっております。

それでは、議事1ということで審議に入ります。これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それでは、ご説明申し上げます。

資料1になりますが、第Ⅲ期中期計画につきましては、先ほど、松田研究総務官の方からご挨拶申し上げましたとおり、この3月に委員の皆様にご審議をいただきまして、3月31日付けで主務大臣から認可を行ったということでございますが、本日の議事3にございます、積立金の処分を行うにあたっては中期計画の中に定める必要があるということから、該当部分について、中期計画の一部の変更についてご提案をいたしたいと存じます。

積立金については、独立行政法人通則法第44条に、独立行政法人は毎事業年度、損益計算において利益を生じた時は、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余がある時は、その残余の額は積立金として整理しなければならないとされております。

また、各独立行政法人の個別の法の中で、中期目標期間の最後の事業年度の積立金のうち、主務大臣の承認を受けた金額を、中期計画の定めるところにより次の中期目標期間に繰り越すことができるとされております。

従来、繰越を行っているのは、自己収入で取得した資産の減価償却分及び経過勘定に係る費用であり、これまで中期計画に特出することなく処理しておりましたが、今期からは中期計画に明記することとなりました。

なお、独立行政法人は中期計画の変更にあたっては、主務大臣の認可を受けなければならないとされており、主務大臣はこの認可にあたりまして、独法評価委員会に意見を聞くということとなっております。また、評価委員会では、この意見決定は分科会に委任をされているところでございます。

それでは、各独立行政法人の中期計画の変更について、瀧澤調整室長より、農研機構、生物研、農環研、J I R C A S の 4 法人分をまとめてご説明申し上げます。

○瀧澤調整室長 瀧澤でございます。よろしく申し上げます。

議事 3 まで、結構な量でございます。なるべく要領よくご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、資料 1 でございます。1 枚めくっていただきますと、中期計画の変更認可申請が 4 法人分付いております。4 枚めくっていただきますと、どういうものかということを示したものがございます。頭に平成 23 年 6 月 22 日と今日の日付が入っている、「独立行政法人の中期計画の変更について」というペーパーでございます。変更理由のところをご覧になっていただければと思います。

積立金の処分にあたっては、主務省令に基づき、中期計画に積立金の処分に関する事項を定める必要があるということから、中期計画を変更するものであります。

具体的に申しますと、これは 4 法人とも同文でございますが、1 枚めくっていただいて、農研機構のものが横紙になっているのがございます。

第 8、その他主務省令、今までは農林水産省令としていたところですが、主務省令で定める業務事項のところの一番最後に、「積立金の処分に関する事項」という項目を立てさせていただきました。読み上げますと、「前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるをえない契約費用に充当する。」という内容でございます。

以下、4 法人とも同様の内容でございます。よろしく願いいたします。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

では、質疑に入りたいと思います。ご意見、質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本件に関しては、取りまとめということにしまして、大臣への意見については、基本的に異存なしということで、文章表現等は私の方に一任していただくということになると思いますが、その点はよろしいでしょうか。

では、そのように取扱いをすることとして、評価委員会から農林水産大臣に提出するということにしたいと思います。

それでは、その次でございます。議題2でございますが、まず事務局より説明をお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 では、議題2でございます。

独立行政法人通則法の第38条第3項によりまして、主務大臣が独立行政法人の財務諸表を承認する際には、評価委員会に意見を聞くこととされておりまして、今般、農林水産大臣より各独法の平成22年度の財務諸表に関する意見が求められております。なお、評価委員会では、この意見決定の権限は分科会に委任されております。

昨年までは、財務諸表については、8月の分科会でご意見を賜っているところでございますが、中期目標期間の最終年度であります昨年平成22年度については、財務諸表の承認を、議事3の積立金の処分に係る大臣承認を6月末日までに行う必要があるため、今回ご審議をいただくことをお願いするものでございます。

それでは、各独立行政法人の平成22事業年度の財務諸表につきまして、瀧澤調整室長より、4法人分まとめて内容のご説明を申し上げます。

○瀧澤調整室長 それでは、所管いたします独立行政法人から報告がありました平成22年度財務諸表について、私からまとめてご説明させていただきます。

厚い資料、順番にご説明申し上げますが、その前に、この財務諸表の添付内容につきましてご説明いたします。

今ほど、事務局から説明がありましたが、大臣が財務諸表を承認する際には、あらかじめ評価委員会の先生方のご意見を伺うこととされており、提出書類の財務諸表といたしましては、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、その他といたしまして、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書一式となっております。併せまして、決算報告書並びに冒頭の方で事務局の方からご説明申し上げましたが、監事の意見書、法定監査が必要な法人は会計監査人の意見が提出されております。

監事の意見書でございますが、各法人の監事から、各独法ともいづれも適正である旨の意見

をいただいております。また、独法の会計につきましては、独立行政法人会計基準を適用することとなっておりますが、これらの財務諸表等につきましては、各法人とも具体的に会計監査人の監査を受けておりまして、それらの監査結果につきましても、いずれも適正である旨のご意見をいただいておりますことをご報告させていただき、以上を前提といたしましてご説明させていただきます。

それでは、最初に一番厚いものでございます。農研機構についてご説明させていただきたいと思っております。横にインデックスがございますが、この農研機構につきましては、農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定、農業機械化促進業務勘定、特例業務勘定の5つの勘定がございまして、それぞれの勘定毎に財務諸表を作成しております。また、それらの勘定を「法人単位」としてまとめた財務諸表が、一番最初に「法人単位」というインデックスがあるかと思っておりますが、そこでまとめております。

それから、後ろの方に「法人連結」というところがございます。これは、関連する特定関連会社の財務状況を連結させた、「連結の財務諸表」という形で整理しております。

本日は、申し上げました5つの勘定について、22年度の資産の増減、また費用の特徴的な動きを貸借対照表、損益計算書を主にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、「農業技術研究業務勘定」からご説明させていただきます。

資産の増減の特徴的な動きについて、まずご説明したいと思っております。44ページをご覧くださいと思います。

1の貸借対照表の(3)に減損会計に係る注記がございます。減損が生じる兆候が認められた固定資産として、ここの表にございます資産がございます。兆候の概要に記載がありますように、御代田の「住宅建」については、第Ⅲ期中期計画において廃止を決定し、使用しなくなる日以降に処分することとしております。

それから、2番目のハーベスター、それから3番目の3Dドーム型景観シミュレーションシステムにつきましては、昨年末に閣議決定されました「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針について」におきまして、廃止を決定しております。23年度中を予定しておりますが、これも使用しなくなる日以降に処分することとしております。

なお、22年度におきましては、資産の使用が想定されないとして、減損の認識有りとしたものはございませんが、21年度に減損を認識しておりましたつくば地区の飼養技術実験鶏舎など3件を処分しておりますことをお伝えしたいと思います。

次に、その下の(4)不要財産に係る国庫納付に係る注記でございます。こちらは、今年の

10月に改訂された独法会計基準に基づき、今回から注記しております。2月の当分科会でご意見を賜り、農林水産大臣が承認した土地の売却額等について、22年3月に、この表でございまずとそれぞれ3,000万円と3,200万円で、合計6,200万円になりますが、国庫納付いたしております。この財産のうち、政府からの出資に当たる1,500万円につきましては、資本金からの減資額としているところでございます。

次に、37ページをご覧になっていただきたいと思います。

貸借対照表でございまず。貸借対照表につきましては、年度末の法人の財務状況を明らかにするということで、独立行政法人会計基準に基づき項目立てて、その内容についてまとめているところでございます。

まず、資産の部でございまずが、現金、未収金の流動資産と、政府より出資された土地・建物など固定資産の、22年度末現在の資産合計という形で整理されております。一番下にございまずように、合計額が2,648億円余りとなっているところでございまず。

流動資産につきましては、前年度に対して、施設整備費の未収金等が減になったこと、また固定資産の減価償却の累計額が増えたこと等によりまして、前年度に対して69億6,000万円でございまずが、減となっているところでございまず。

1枚おめくり頂きまして、負債の部でございまず。38ページでございまず。

昨年度と違うところが1点ございまず。運営費交付金に関してでございまず。中期目標期間中は、毎年度、運営費交付金の残につきましては、運営費交付金債務として流動負債に項目立てをしてしておりますが、22年度は中期目標期間最終年度であるため、運営費交付金を精算する必要がございまず。このため、運営費交付金債務残高につきましては全額収益化することになりますので、これまで計上しておりました運営費交付金債務の項目はなくなっているところでございまず。これは、全法人同様でございまず。

この運営費交付金債務が27億円、これが流動負債の方から前年度に比べて減となっている状況でございまず。運営費交付金で取得しました資産の残存簿価に該当します資産見返運営費交付金、これも減となっております、負債合計といたしましては、ちょうど38ページ中ほどになりますが、前年に比べまして51億円余ほど減りまして、142億4,000万円となっております。

その下に、純資産の部というのがございまず。まず、1の資本金についてでございまず。政府の出資金でございまずが、先ほどご説明いたしましたように、不要財産の国庫納付として、資本金から1,500万円減資しているという状況となっております。

また、運営費交付金を全額収益化したことなどによりまして、当期末処分利益が前年度に比



べまして増えております。また、政府から出資された財産などの損益外での減価償却累計額が増えております。こういうこともございまして、対前年度で、18億円余が減になった状態で、純資産といたしましては、下から2行目に該当しますが、2,505億円強になっているところがございます。

なお、その上の行にございます利益剰余金54億2,000万円につきましては、全額、積立金に振り替えまして、中期目標期間の最終年度でございますので、一部は次期に繰り越し、また残りは国庫に納付するといった処分につきまして、他の法人とともに、次の議題でご意見を伺うことになっているものでございます。

続きまして、次のページ、損益計算書でございます。

法人の運営状況を、費用とこれに対応します収益の関係で整理して、当期の純利益を示しているものでございます。経常費用につきましては、人件費の抑制に伴う職員給与、また退職手当、外部委託費が減になったこともございまして、前年度に比べまして約19億円弱が減少いたしまして467億1,000万円となっております。

次に、経常収益でございます。先ほどご説明いたしました、運営費交付金債務残高の全額収益化により、運営費交付金収益が増えております。一方で、受託収入が減っておる関係がございまして、去年に比べまして1億6,000万円ほど減った形になりますが、491億1,000万円となっているところでございます。

これらの経常損益の状況と、それから資産の除去などによる臨時損失、臨時利益といった項目がありますが、これらを加味した当期の利益は下から3行目、21億8,000万円でございます。前中期目標期間の繰越金取崩額を加えた当期の総利益は、一番下でございます22億9,600万円となっているところでございます。

次のページ以降にキャッシュ・フロー計算書、また行政サービス実施コスト計算書が付いております。キャッシュ・フロー計算書につきましては、この1年間の現金の流れを示したものでございます。後ほどご覧になっていただければと思います。

それから、行政サービス実施コスト計算書でございますが、これは法人が運営を行う際に、国民がどれだけ負担をするかという費用を仮に計算したものでございます。特に、国から現物出資され、無償で使用している資産も費用として表し、どれぐらい行政サービスを行うのに費用がかかったかを示しているものでございます。農業技術研究業務勘定におきましては、ここがございますように約465億円となっております。

次に、重要な会計方針に注記がついております。46ページにつきましては、利益処分に関す

る書類がついています。先ほど申し上げましたように、中期目標期間最終年度となりますので、前年度までの積立金と、ここに記載されております今年度の積立金の合計を処分することになります。以降に附属明細書として、資産の状況などを会計基準に定められている内容を整理しております。

以後の勘定、法人につきましてはキャッシュ・フロー、行政サービス実施コスト計算書については、時間の都合もありますので説明は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

続きまして、基礎的研究業務勘定でございます。まず、65ページをご覧ください。

不要財産についてでございます。貸借対照表の(3)に注記がございます。不要財産に係る国庫納付に係る注記でございます。2月の当分科会でご意見をお聴きし、大臣が承認した委託研究事業終了後に売却した「工具器具備品」について、3月に国庫納付しております。これらはすべて政府からの出資でございますので、ここがございます1億円余を資本金からの減資額としている状況でございます。

次に、59ページの貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部というのがございます。ページの一番下でございますように、22年度末の資産合計は25億3,000万円となっております。前年度に比べまして、有価証券を売却したこと、また研究委託物品である「工具器具備品」を除去したことに伴いまして、4億5,000万ほど減となっている状況でございます。

次のページ、負債の部でございますが、先ほどの農業技術研究業務勘定と同様、運営費交付金債務残高につきましては、全額収益化されておりますので、この分が負債のところから減となっている状況でございます。

一方、未払金が委託費の未清算などにより増えております。また後ほどご説明いたしますが、昨年度負債として計上しておりました、2億2,000万円の法令に基づく引当金を収益化しております関係などで、前年に比べまして7億5,000万円ほど減った21億4,000万円という負債の合計額になっている状況でございます。

次に、下でございます純資産の部でございます。資本金につきましては、不要財産の国庫納付の際に説明させていただきましたが、資本金から1億円ほど減資しております。

また、資産の除去により、損益外減価償却累計額が減となっております。後ほどご説明いたしますが、当期末処分利益が前年度に対して3億2,000万円の増になったことなどから、下から2行目にありますように、当期の合計は3億9,000万円となっているところでございます。

次のページに損益計算書がございます。経常費用につきましては、業務費の委託物品に係る

減価償却、それから外部委託、それぞれ減少いたしております。そういう状況から、対前年度に比べて3億円弱減っております、68億3,000万円が費用となっております。

収益でございますが、これも減価償却の減少に伴う資産見返負債戻入が減となっております。そういう状況から、約1億円ほど減の69億3,000万円が収益になっております。これらの損益の状況、また資産の除去などによる臨時損失、臨時利益などを計上した結果、22年度の総利益は3億2,500万円という一番下の数字になっております。

それから、臨時利益につきまして、一つご説明したいと思います。UR対策事業運用利益金等負債戻入というものが、臨時利益の上から4行目がございます。70ページをお開きいただきたいと思っております。

非常に小さな字で申し訳ありませんが、3番目の法令に基づく引当金の明細のところがございます。UR対策事業運用利益金等負債につきましては、農業に関する技術の研究開発に関する特別措置法、これに基づきまして事業の成果の普及を行うための財源として、昨年度まで負債に計上していたものでございます。

一番右側の摘要にありますように、事業を廃止して国庫に納付するために、全額2億2,000万円を取り崩して臨時利益として計上しております。

続きまして、「民間研究促進業務勘定」でございます。こちらの勘定は、先ほどまでの勘定と違いまして、運営費交付金の財源措置はございません。基本的には、国からの出資金をもとに、民間への委託事業を実施する事業運営となっております。

75ページをご覧いただきたいと存じます。政府からの出資金の運用により収益を上げ、費用に充てていることもありまして、有価証券が資産の大半となっております。22年度は、民間研究委託費の精算に伴う返納などの未収金が増えております。そういう状況から合計が、83億9,500万円余りとなっております。

次のページ、負債の部でございます。こちらにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。負債合計1,200万円となっております。

その下の純資産の部でございます。資本金につきましては、財政投融资特別会計から民間研究の委託業務の財源といたしまして追加出資されました4億7,700万円を増資しておりまして、資本金のところは107億3,700万円となっております。資本金を取り崩し、業務を行っていることもございまして、会計上、同程度の損失も生じまして、純資産は対前年度450万円増の、下から2行目の合計83億8,000万円となっているところでございます。

次のページの損益計算書でございますが、費用につきましては、事業内容に応じて民間委託

研究業務と研究支援業務との2つに分けているところでございます。研究委託業務の外部委託の減少などから、費用につきましては、対前年度6億円弱減額となっております。一方、先ほど申し上げましたように、出資金を運用した有価証券利息というのが本勘定の収益でございますので、それらの収益合計を経常費用から差し引きますと、4億4,800万円の経常損失となっております。これらに臨時利益などを加えました結果、当期損失は4億7,200万円となっております。

次に、「農業機械化促進業務勘定」でございます。93ページでございます。

貸借対照表がございます。資産の部についてでございますが、一番下でございますように、当期末の資産合計は152億8,000万円となっております。本勘定には、一番最初に申し上げました関連する特定関連会社がございます、その関係の株式が「投資その他の資産」ということで計上されている状況でございます。それから、資産でございますが、前年に比べまして、固定資産の取得を、減価償却が上回ったことから、前年度に比べまして6,800万円ほど減っているという状況になっています。

次のページ、負債の部についてでございます。この勘定につきましても、運営費交付金債務残高につきまして、全額収益化しております。この関係で、負債が減っているという状況になっております。対前年度約2億円弱減の6億1,000万円弱という負債の合計になっているところでございます。

純資産につきましては、損益外の減価償却累計額が増加したこと、それから利益余剰金が前年度に比べまして約2億円弱ほど増えたことがございまして、対前年度1億2,000万円増の合計で146億7,000万円となっているところでございます。

下から3行目でございます利益剰余金3億3,000万円の処分につきましては、次の議題でご意見を賜る数字になっているところでございます。

次に損益計算書でございます。経常費用につきましては、人件費の抑制、それから退職手当の減により、減っております。前年度に比べまして7,700万円ほどの減がございまして、合計が19億2,000万円となっている状況でございます。

それから、収益でございます。これも、他の勘定と同様、運営費交付金債務残高の全額収益化によりまして増えております。一方で、鑑定・検査事業の検査件数が減っている関係がございまして、事業収入が減っているという状況になっています。経常収益の合計が21億6,000万円、経常損益の状況、それから次のページでございますように、臨時損失、臨時利益などを計上し、最後にありますように、当期総利益につきましては、2億3,900万円となっております。

機構の最後でございますが、「特例業務勘定」でございます。こちらは、平成17年度をもちまして終了しました民間機関の試験研究に関する出資・融資事業に係る株式の処分及び債権の管理回収を行っているものでございまして、こちらも運営費交付金の財源措置はございません。

113ページをご覧いただきたいと思います。まず、資産の部でございます。一番下でございますように、17億4,900万円余りというのが資産合計になっております。これは前年に比べまして、保有資産であります現預金、有価証券等が合計で約1億円強減少したこと、また融資貸付金の約定償還に伴いまして貸付残高が減少したこと、関係会社の整理が進みまして2社清算しておりますが、その関係会社の株式が減少したことなどから1億4,000万円ほどの減になっているところでございます。

次のページ、負債の部についてですが、出資・融資事業の財源である財政投融資特別会計の返済により借入金1億5,000万円ほど減っております。負債合計は1億2,000万円となっているところでございます。

それから、その下の純資産でございますが、これにつきましては、昨年度と変動はございません。繰越欠損金につきましては、当期の利益1,000万円分が減少しているところでございます。

それから、次のページの損益計算書でございます。費用についてですが、先ほど少し触れましたが、関係会社2社が清算されたため、その株式清算損といたしまして、14万4,000円がございまして、全体といたしましては、財政投融資特別会計への支払利息が減少したことなどから、対前年度800万円ほど減の2,700万円という形になっているところでございます。

収益につきましては、貸付金残高の減による貸付金受取利息の減、これに伴いまして、出資融資事業収入が減少しております。運用残高の減少もございまして、対前年度1,200万円減の合計が、3,600万円となっております。

これらの経常損益の状況と利益なども計上しまして、最終的な総利益は一番下でございますように1,000万円となっているところでございます。

以上が、農研機構の5つの勘定でございます。

127ページ以降に法人の連結財務諸表が出てまいります。こちらは、冒頭で申し上げましたとおり、5つの勘定とそれから特定関連会社を連結した財務諸表でございます。157ページをご覧になっていただきますと、具体的に特定関連会社の概要がございまして、いずれも機構から出資を行った会社でございます。

次のページをご覧になっていただきますと、勘定別に取引の関連図がございまして、左側が特

例業務勘定でございます。研究開発会社の清算及び株式会社の売却による資金回収を行っている旨の記載がございまして、研究開発会社が4社になっているという形に整理されているところです。

それから、右側の農業機械化促進業務勘定につきましては、事業会社1社となっております。それぞれにつきまして、根拠についても付しております。

特定会社の財務状況については、次のページのとおりでございます。これを基にいたしまして、連結財務諸表を整理いたしております。内容の説明は省略させていただきますが、その他の勘定を含めて整理いたしまして、127ページからの「連結の財務諸表」という形になっているものでございます。

長くなって申し訳ありません、引き続きまして、生物研をご説明したいと思います。

こちらの法人につきましては、後の農環研、JIRCASも含めまして、農業技術研究業務と基本的に同様の収入・支出構造となっております。貸借対照表等も同様な状況になっていることをまずお伝えしたいと思います。

それでは、まず資産の特徴的な動きについてでございます。10ページをご覧ください。中程にございます、(2)減損の認識に至った経緯をご覧くださいと存じます。

隔地研究チームの再編統合による移転のため、岡谷地区全資産について減損を認識しております。

次に、放射線育種場の試料乾燥棟ほかにつきましては、東日本大震災に起因し破損したところですが、今後使用が想定されないことから減損を認識しているところでございます。

また、育苗温床設備等につきましては、経年による劣化が激しく、今後使用が想定されないことから減損を認識しているという状況になっております。

それから、次のページになりますが、常陸大宮の寄宿舎を廃止することを第Ⅲ期中期計画に明記しておりますが、震災の避難者住宅に登録しておりますことから減損の兆候ありということで注記しております。

それから次に、12ページをご覧くださいと存じます。

資産除去債務関係というところがございます。これにつきましては、昨年10月に改訂されました独法会計基準に基づき、今回から注記しているところでございます。除去のための費用に対する収益の獲得が予定されないということで、主務大臣より指定された有形固定資産に係る除去費用でございます。

具体的には、放射線育種場の放射性同位元素の処分に関するものでございます。

それから次に不要財産に関する国庫納付関係がございます。大わし地区の敷地及び電話の加入権につきまして、2月の当分科会でご意見を賜り、大臣が承認した520万円を国庫納付いたしております。この財産のうち、政府から出資した550万円を資本金から減資しているという状況になっているところでございます。

それから、次の13ページをご覧いただきたいと思います。不要財産として譲渡取引を行った資産でございます。20年度より計画的につくばへの移転を進めていました松本・岡谷地区について、22年度は松本地区の土地・建物の譲渡を行っております。中期計画に記載しておりますが、代替施設の整備に要した額を差し引いた額を不要財産として23年度に国庫納付することとしております。

大変申し訳ありません、一番最初の1ページに戻っていただきまして、貸借対照表をご説明させていただきたいと存じます。

まず、資産でございます。ページの一番下でございますように、当期末資産合計につきましては、347億3,000万円余りとなっております。今ほど申し上げましたように、22年度は松本地区の土地の売却による現金の増、それから有形固定資産では、つくば地区の施設整備による増、一方で松本地区は資産の売却減ということで、合計で対前年度に比べ23億円ほど減っているところでございます。

2ページ目の負債についてです。これも何度も申し上げますが、中期目標期間最終年度でございますので、運営費交付金債務残高を全額収益化いたしております。それに伴う減。また、リースの債務が減っております。そういう状況でございます。前年度に比べまして、12億円ほど減っております。負債合計といたしましては37億3,000万円となっているところであります。

なお、今期の特殊要因といたしまして、3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災した資産の復旧に要する支出に対して、当期末における見積額8,700万円を災害損失引当金という形で、上から6行目でございますが、計上しているところでございます。

それから、純資産についてですが、資本金については、先ほど不要財産で触れました3月に国庫納付いたしました減資額550万円を減資しているところでございます。

また、損益外減損損失累計、これが増えております。そういう状況でございます。対前年度10億円減の310億円余となっております。

なお、下から3行目でございます9億8,000万円、これにつきましては、次の議題でご意見を賜る利益剰余金に該当するものでございます。

次に、損益計算書をご覧ください。3ページでございます。

費用につきましては、研究委託費、リース債務返済に係る支払利息が減ったことなどから、合計で対前年6億8,000万円減の112億7,000万円となっております。

それから、次のページに収益がございます。中期目標期間最終年度に伴う運営費交付金債務残高の全額収益化、それから受託収入が減ったことなどから、前年に比ばまして3,300万円減の119億3,000万円というのが収益の合計となっております。

これらの損益の状況、また固定資産除去損、先ほど申し上げました災害に関する損失及び臨時利益を計上した結果、当期の総利益は、一番下でございます6億1,000万円弱となっているところでございます。

続きまして、農環研でございます。

農環研でございますが、大変申し訳ありません、実は4ページにミスプリントがございます、修正させていただいております。基礎データからの転記ミスでございます。このミスについては、他の書類と連動しないことから、記載ミスの確認が漏れておりました。大変申し訳ありません。4ページの下の方にシールが貼ってあるかと思いますが、その部分に変更になったことをまずお詫び申し上げたいと思います。

それでは、農環研の財務諸表でございます。まず、7ページをご覧ください。

先ほど申し上げました生物研と同様に、資産除去債務に関する注記がございます。現在、借り上げています土地の原状回復に要する経費でございます。こちらについても、除去費用等に対応する収益の獲得が予定されていないということで、主務大臣より指定されている内容でございます。

その下でございます。不要財産に係る国庫納付関係でございます。独立行政法人互助会への預託金を資本剰余金で管理しておりましたが、その解散に伴い返納したものであります。これも2月の当分科会でご意見を賜り、大臣が承認した215万円余りを国庫納付しているというところでございます。

次に、1ページの貸借対照表をご説明させていただきます。

22年度末の資産合計でございます。中程でございますが、335億4,000万円となっております。これは流動資産の増がある一方、減価償却の増により有形固定資産が減っているという関係がございます、対前年度1億6,000万円の減となっているものでございます。

それから、その下の負債でございます。他の法人同様、運営費交付金債務残高を収益化したことによる減、それから研究業務などの未払金が増えている状況がございます、対前年度1



億5,000万円の減。負債合計といたしましては、中程少し下にございます、14億9,000万円となっております。

純資産につきましては、損益外減価償却累計額の増などにより、対前年度1,500万円減の32億円となっております。

次の議題でご意見賜ります利益剰余金合計につきましては、下から3行目にございます7億1,000万円となっているところをございます。

それから、損益計算書、2ページ目にございます。

費用につきましては、外部委託費の減などがございまして、対前年度で2億3,000万円ほど減りまして、合計でございます、中程にございます43億8,000万円となっているところをございます。

それから、収益でございます。これも運営費交付金残高の全額収益化により収益が増えている一方で、補助金等収益が減っております。その関係がございまして、対前年度3億5,000万円ほど増えて、49億6,000万円となっております。

経常損益の状況及びその他を計上した結果といたしまして、総利益は、一番下にございますように5億9,000万円となっているところをございます。

最後になりますが、JIRCASでございます。

まず10ページをご覧になっていただきたいと存じます。不要財産に係る国庫納付の関係でございます。注記が中程にございまして、時計数字のVI、電話加入権でございます。2月の当分科会でご意見を賜り、売却額4万4,000円を国庫納付したものでございます。

お戻りいただきまして、1ページ目でございます。貸借対照表の資産についてでございます。一番下にございますように、合計額は92億2,000万円となっております。これは補助金精算額の未収金が増えている状況であります、減価償却累計額が増えていることから、対前年度1,000万円の減となっているものでございます。

それから、次のページ、負債でございます。これも、他法人と同様に、運営費交付金債務残高の全額収益化による減や、年度を跨ぐ受託研究を計上しております前受金、これが増えている状況がございます。このことで、負債合計といたしましては、中程にございますように対前年度2億5,000万円減の、10億9,000万円となっているところをございます。

純資産につきましては、損益外減価償却累計額等々が増えておりまして、対前年度2億6,000万円増の81億2,000万円という状況であります。

利益剰余金合計につきましては、下から3行目にございますように、5億1,000万円となっ

ております。

それから、3ページ目ございます損益計算書をご覧ください。

費用につきましては、一般管理費の退職金が増加したことによりまして44億2,000万円となっているところでございます。

次のページが、経常収益でございます。これも同じように、運営費交付金債務残高の全額収益化により増えたこともございまして、前年に比べまして3億9,000万円ほど増えて、48億2,000万円となっています。

総利益につきましては、一番下でございますが4億円となっております。

大変長くて申し訳ございませんが、以上、各法人の財務諸表の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますように、お願いいたします。

以上でございます。

○齋藤座長 では、質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますでしょうか。大分資料が膨大で、4つの財務諸表のポイント、ポイントをお話いただきました。何かございますでしょうか。

○荒牧委員 一件、質問というか、確認ですけれども、農研機構さんと生物研さんの方で、減損をしたわけではないけれども兆候を認めているもの、農研機構の12ページで、さっきご説明いただいた内容とかですね、この減損の兆候の見込額を開示しておりますが、これが損益内外どちらかというのは分かりません。こういった情報というのは、原資という点でも結構ですけれども、何か開示なさった方が情報としては親切という気がいたしましたけれども、いかがでしょうか。

○瀧澤調整室長 ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきたいと思います。

○荒牧委員 できれば検討していただきたい。

あと、先ほどご修正いただきました農環研の行政コストのところですが、あれは一応、監査意見提出後ということですけど、監査法人さんと監事さんの方はオーケーですね。

○瀧澤調整室長 はい。

○荒牧委員 はい、分かりました。それだけ、確認です。

○齋藤座長 私も気がついたところなんでございますけど、農研機構の方で、こういうものはとうに終わっているかと思ったら、UR対策費関係のものが入っているんですね。UR対策運営利益等負債という名目ですが、なぜこういうのが残っているのでしょうか。かなり前のものだと思いますけれども。

○末口研究専門官 UR対策の研究開発につきましては、平成7年度から平成11年度まで研究開発を実施しておりました。その際に出た運用益の積み立てを利用しまして、平成12年度以降、その成果の普及業務を実施しておりました。そういうわけで、研究開発は11年度までで終わっているんですけども、その後10年間、成果の普及業務を行ってございまして、その際、この負債の費目で積み立てていた部分を取り崩しながら普及の業務に必要な経費に充てていたということでございます。

それにつきましては、平成22年度で、成果もかなり古くなってきているということもございまして、廃止し、残額は国庫納付するということでございます。

○齋藤座長 あともう一つ、特定関連会社の概要等の説明がありますが、関連会社がかなり整理されているということですね。これまでの流れで、私も十分に知っているわけではないのですが、相当数があつたのが、今は整理されてきたということだと思いますが、この進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○末口研究専門官 この出資事業自体は、平成17年度までで業務を廃止してございまして、現在はその会社の管理を行ってございまして、全体で設立した会社が46社ございました。46社から、整理をしてきてまして、今現在で4社残っているという状況でございます。

これにつきましては、法令上も27年度で終了することになっておりますので、それまでにすべて解散なり株式を処分するなりという手続をとっていきたいと考えています。

○齋藤座長 他にどうでしょうか。

○市田専門委員 ご説明のあつた44ページに3Dドーム型景観シミュレーションシステムというのが入ってございまして、これは事業仕分けでも話題になっていましたけども、かなり特殊な研究目的のものだと思います。その研究自体が廃止ということで、この施設も必要なくなったということで処分を決定しているということですが、独立行政法人の場合は、それを別の用途に使うための検討は一切なさらないのでしょうか。それとも、これは相当特殊な装置で、研究が廃止になればもう処分するしかないのでしょうか。かなり高額かと思っておりますので、教えていただければありがたいです。

○瀧澤調整室長 一般的に汎用性のある機械等につきましては、当然のことながら、他の研究課題等に使うことはございます。

これは事業仕分けの方で、名指しで廃止をすべきというご指摘を受けたものに使っているものでございまして、当然他に使い道があるというのであれば、利活用等々というのは、一般論としてあると思います。中期目標で与えられた研究ミッションを進める上で必要であるかは、

基本的には独法サイドで十分検討していただいた上で、不要と認めるかどうかという判断をしていただくという流れになるかと思われます。

○田中専門委員 これは撤去するとしても、今あった説明だと、建物などは結構使えるんじゃないかと。常識的に考えてそう思いますよね。中の機器とか何かを撤去するというんだったらそうお金もかからないかもしれないけれども、建物ごと全部撤去しちゃおうというような意味合いなんでしょうか。

○瀧澤調整室長 確かに撤去するために金のかかるぐらい大きなものでございます。そのようなことも含めまして、処理するという流れになると思います。どこかに売り払うような形で今、検討を進めていると聞いております。

○田中専門委員 建物は残るわけですね。

○瀧澤調整室長 ええ、建物自身は、元々あったところに入れていきますので、建物は残ります。

○市田専門委員 売却という検討がなされているんですね。

○齋藤座長 先ほどの質問とほぼ同じですが、ハーベスターがありますよね。これはかなりでかいものなので農家がすぐ使えるものじゃないかもしれませんが、大きな法人とか、公的なセクターであれば、どこか使う可能性があるのですが、こういう場合はちょっと配慮が違いますか。先ほどの質問と関連しますが。

○瀧澤調整室長 これは、委託プロジェクトで整備している内容でございますので、基本的には、管理は国になります。そういう面では、国がどう利用するかということになります。確かにおっしゃるように、かなり巨大で、北海道でもこれだけのものを使うのかということもありますので、そこも含めて今、検討されているという状況になっています。

○齋藤座長 他にどうでしょうか。

○金井専門委員 財務の処理の仕方について質問します。

生物研では、今度の震災でいろんな施設に損害が出て、それに関する損害損失引当金を負債の部に計上したというご説明ありましたがけれども、他の独法も処理の形は違うけれど、震災による機器の損失とかの部分は、きちっとこの書類の中に整理されているのでしょうか。

○瀧澤調整室長 当然、つくばの他の法人も被害を受けておまして、それをどういうふうに財務処理するか、期内に財務処理するかということに関しては、それぞれ、一番最初に申し上げましたけれども、会計監査人等といろいろご相談された上で、引当という形が必要かどうかということをやられていると聞いています。

生物研は特に常陸大宮の方で少し大きな金額のものがありまして、要するに運営費交付金

等々ではなかなか処理し切れないだろうというご判断等があったと聞いております。そのようなことで引当金という形で会計処理をするという流れになっているということです。

○金井専門委員 今度の震災ではいろんなところに被害が出ていて、全部足していくと相当な額になると思うのですが、それを今後、独法が自前で処理していくのか、あるいは国に要求して補てんを受けるのか、そういう問題があります。復旧費用をどこが負担するのか、あるいはどこまでリカバリするのか。そういうことが今後に残されるわけですけれども、各法人のスタンスがばらばらというのは問題はないのかなという気がしたので、お伺いしたわけです。

○瀧澤調整室長 今お話しした生物研につきましては、もう既に第1次補正予算で一部認めていただいておりますが、復旧の関係で必要なものにつきましては精査をさせていただきながら、また財務当局とご相談をさせていただきながら、その復旧に向けての段取りを進めているという状況でございます。

○金井専門委員 分かりました。

○荒牧委員 ちょっと補足させていただきます。会計上、決算書に引当金を計上できるかどうかというのは、今おっしゃられたように、監査人の最終的な判断になるんですけれども、ポイントとしましては、将来の発生の可能性が相当程度高いということと、それからその金額が合理的に見積もれるといった要件を満たした場合にのみ、引当という形で処理するということになります。

それを超える部分というのは、偶発債務の一環として、金額がまだ未確定のものとか、今後いろいろ出てくると思うんですね。ですので、3月31日時点で、合理的に計算できるもののみを一応計上していると考えていただければいいと思います。

○齋藤座長 他にどうでしょうか。質問のある方、ございますか。

それでは、ないようですので、本件について取りまとめます。

大臣への意見については、基本的には異存なしということできたいと思います。表現につきましては、私に一任いただくということできがでしょうか。これで、異議はございませんでしょうか。

はい。それでは、そのように扱うこととし、評価委員会から大臣に提出するというようにしたいと思います。

では、次の議題3の方でございます。これの説明をお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 ご説明申し上げます。

各独法の第Ⅱ期中期目標期間に係る積立金の処分についてでございます。

各独立行政法人の個別法では、中期目標期間の最後の事業年度の積立金を、次の期中期目標期間に繰り越し、業務の財源とするためには主務大臣の承認が必要とされております。また、主務大臣が承認する際には、評価委員会の意見を聞くこととされております。

先ほど、本分科会で各独法の財務諸表に対するご意見を賜りましたので、今後、財務諸表の大臣承認、それから積立金処理に関する財務省との調整が行われ、その後、農林水産大臣から各独法の積立金処分に関し、評価委員会に意見聴取が行われるということになります。

財務省調整の関係で、実は評価委員会への意見聴取は6月末近くになる見込みでございまして、一方で積立金処分の大員承認は、関係政令によりやはりこの6月末日までに行うということになってございます。意見聴取後、早急に分科会のご意見のご決定をいただく必要がございます。なお、評価委員会では、意見決定の権限が分科会に委任されております。

このようなスケジュールでございまして、分科会の方でご意見の決定をいただきますが、6月末に再度、分科会を開催させていただくことは非常に難しいという状況もございまして、本日の分科会で、積立金処分のお考えにつきまして、委員の皆さんのご意見を賜っておくということで対応させていただければと考えておりますが、分科会長、いかかでございますでしょうか。

○齋藤座長 これは、皆さんの意見を聞いていくわけですね。よろしいですね。

○内田技術政策課長補佐 それでは、資料3に基づき、事務局の方から説明申し上げます。

瀧澤調整室長、よろしく申し上げます。

○瀧澤調整室長 それでは、引き続きまして、資料3-1をご覧くださいと思います。

本来であれば、この書類を2枚めくっていただいたところにあります「積立金処分に関する申請書」に、承認を受けようとする額、財源に充てようという業務の内容を記載したものを分科会にお諮りするところがございますが、先ほど事務局内田の方からお話ししましたように、スケジュール的なこともございまして、まずは、財務諸表の大臣承認があった後に、独法の方から出てくる書式を添付してございます。

そこで、本日は資料3-2に基づきまして、処分の考え方についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただくと会計処理について模式図を付けさせていただいております。先ほどの財務諸表のところでもご説明させていただきましたが、中期目標の最終事業年度ということでございまして、その期末処理といたしまして、運営費交付金債務を全額収益化しなくてはいけないというのが、この下にございます会計基準第81の3項というところに記載されて

おります。

上の図をご覧くださいいただければ分かりやすいかと思えます。左側の図の棒の一番下の網掛けの部分、これが運営費交付金債務の残でございます。これを隣にありますように収益化し、当期末の利益になって積立金となっていくということでございます。

繰返しになりますけれども、全額収益化するというところでございますので、中期目標期間が1期終わりますと、新しい計画ということになりますので、いったん運営費交付金は清算し、次の期には引き継げないという状況になっております。

それから次のページをご覧くださいますと、もう少し詳しく内容が書かれているところでございます。下の方に会計基準第96の内容がございます。中期目標最終年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならないということになっているところでございます。

また、左の方でございますが、目的積立金や、その下でございます、前中期目標期間の繰越金の積立金の残余、これにつきましても積立金に振り替えなくてはならないということになります。

なお、目的積立金につきましては、所管する4独法についてはございません。参考に申し上げますと、目的積立金は、中期計画に定める剰余金の使途に充てる財源でございます。中期目標期間中において利益がある場合に、その利益が法人の経営努力により生じたものであること、利益の発生が運営費交付金に依存していないこと、自己収入予算が年度計画以上であること、といった条件を満たしている場合に積み立てることができ、その際、大臣の承認が必要になってくるものでございます。

この「積立金」を、右側でございますように、どう国庫納付と次期中期目標期間繰越積立金に分けていくかということを考えなくてはならないという状況になっているところでございます。

次のページを見ていただくと、「中期目標期間終了時における会計処理について」ということで、文章を用意させていただいております。順番に、根拠条項を整理している内容が、今ご覧になっている3ページ、それから4ページの頭でございます。1) 番が根拠、2) 番が手続き、これは6月30日までに承認を受けなくてはならないといったことでございます。3) 番が評価委員会の意見聴取、4ページ目の頭でございますが、財務大臣への協議ということでございます。

次に、4ページの5) でございます。次期中期目標期間繰越積立金の承認申請予定と書いてありますが、ここにどういうものを繰り越すかということの考え方を整理しております。

大変恐縮でございます。参考資料、2枚紙がありますが、これも併せてご覧になっていただければ分かり易いかと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、資料の4ページの5)の①でございます。受託収入により取得した資産でございます。

これは、参考資料の減価償却という欄があるかと思いますが、ここが該当するものでございます。繰り越す理由について記載させていただいておりますが、受託収入により取得した資産につきましては、取得した年度では取得価格から減価償却分を差し引いた額がその年度の収益という形になって、最終的にキャッシュ性のない積立金として整理されている状況でございます。会計処理上、そういう形になっています。

よって、翌年度以降に発生いたします減価償却につきましては、翌年度以降の受託研究が少なくなることによって、収益が少なくなる場合、これは積立金を取り崩して欠損を埋めるという形の処理をしていくこととなります。

このため、現在、受託収入等で取得いたしました資産、この減価償却費相当額を次期に繰り越せませんと、減価償却に充てる財源がないといった場合が想定されます。受託収入により取得した資産で、引き続き第Ⅲ期中期目標期間中において、各法人が業務の一部として使うものについては、減価償却費見合いとして繰り越すことができるというように考えているものでございます。

次に、4ページの下ほどにございます②でございます。前渡金、前払費用、長期前払費用、仮払金でございます。参考資料といたしましては、後ほどご説明いたします棚卸資産も含めて総称として経過勘定という欄のところが該当しております。

この②の前渡金等々でございます。原則として前払いを必要とするものでございまして、決算日、つまり3月31日でございますが、この日を越える契約の場合に計上しているものでございます。

次のページをご覧になっていただくと、理由が書いてございますが、次期中期目標期間繰越積立金として繰り越し、損益均衡を図るという会計処理を行う必要がございます。決算日に、決算日以前の分については、費用認識されて費用処理されておりますが、それ以降のものについては、取引内容に応じて引き続き、それぞれ計上していく必要があるということでございまして、繰越という形が必要になるかと考えています。

具体的に申しますと、5ページの中程でございますが、前渡金の例として、外国雑誌契約がございます。これは、いわゆる1月-12月の契約が割と多いと聞いておりますが、既に契約を済ませ、現金が支出されておりますが、決算日以降に納品される分については、まだ費用とし



て認識されているものでないということでございますので、この分についてはキャッシュ性はございませんが、積立金として整理されるというものになるかと思えます。

前払費用、長期前払費用、これはご覧になっていただくと、車検の自賠責の例がございます。また、次の仮払金、これはいわゆる在外の研究費がございますが、いずれもキャッシュ性がない積立金でございますけれども、費用を認識した時点で会計処理する必要性がありますので、繰り越しができるものと考えています。

それから、③番の棚卸資産でございます。独法では、通常業務を行うに当たって常時必要とされる消耗品、貯蔵品について、期末に在庫量を調べて、法人の基準により流動資産として計上しております。

これらについても、実際に支払いは済んでおりますが、使用した段階において費用認識されます。このため今後、次期中期目標期間において費用処理されることとなりますので、損益均衡を図る会計処理を行うには、繰り越しが必要と考えているものでございます。

以上の棚卸資産までについては、5年前の第Ⅰ期中期目標期間から第Ⅱ期中期目標期間への移行の際も、繰越金としてお認めいただいた科目でございます。

それから、次の震災により納品・竣工が次期中期目標期間中になったものについてでございます。これが今回初めてのものでございまして、お手元の参考資料では、震災影響という欄に整理させていただいているものでございます。3月11日に発生いたしました大震災におきまして、交通・物流・通信の停滞・途絶、また、電力・燃油等の不足というものに伴いまして、本来であれば22年度中に納品予定であった物品、竣工予定であった工事、これが4月以降になったものの経費でございます。

期末時点では、費用認識されておられません。積立金と整理しておりますが、先ほどのものとは違いまして、実際にまだキャッシュは動いていません。そういう面で、これに相当する積立金を計上しておかないと、いわゆる第Ⅲ期の期間中の費用ということで、予算を圧迫することになります。本来であれば、4月に入る前に整理されるものを、震災の影響によって4月以降となっているものでございますので、繰り越すことが出来るのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上、4点につきまして、次期中期目標期間へ積立金として繰り越した上で、残りにつきましては国庫納付することを、積立金の処分の考え方として整理しているところでございます。

以上、よろしくご審議いただければと思います。

○齋藤座長 はい、どうもありがとうございます。

では、質疑に入りますが、ご意見ございますでしょうか。

参考資料ですけれども、これはこの後、また説明されますか。

○瀧澤調整室長 まだいろいろ調整している段階でございますので、具体的な話というのは申し上げることはなかなかできないですけれども、基本的にはこういう形で各独法が認識した上で、整理しているということをご理解いただき、あとは、それぞれの項目がまさしくちゃんと説明できるかというところの確認は、これからと思っています。

○齋藤座長 今日、ここでこれはそんな議論する必要はないということですね。

○瀧澤調整室長 基本的な考え方として、そういう考え方で繰越金として扱わせていただきたいという独法からの考え方について、ご意見を賜りたいということです。

○齋藤座長 はい、そういうことで、ご意見をいただきたいと思います。

どうでしょうか。

○児玉委員 質問ですけれども、独法のお考えとしては、やはり国庫に戻すよりも積立しておきたいということなんでしょうか。大きくできるだけ積み立てておいて、次期中期目標に備えたいというお考えなんでしょうか。

○瀧澤調整室長 確かにお金があるというのは必要かと思いますが、ルールとして原則返すという形になりますので、その上で、どうしても期をまたがって処理しないと不都合が生じるもの、合理的に説明できるものというものに関しては繰り越すべきだということで申請してくると認識しております。

○児玉委員 分かりました。

あと、例えば、国庫に戻すと、翌年の運営費交付金が減ってくるのかそういう影響などは特にないんですか。

○瀧澤調整室長 基本的には、そこには影響はないということになります。あくまでも、5年間に一度整理という形で返すものは返すという流れになります。

○齋藤座長 他にどうでしょうか。

○田中専門委員 独立行政法人も、次期中期目標以外には、ファンド的なものは持つてはいけないという考えなのですか。国立大学法人なんかは、ファンドということで今、某大学なんか2,000億を目標にいろいろ集めていますよね。外国の大学には、そういったすごいファンド、兆単位でファンド持っているところもありますよね。

だけでも、日本の独立行政法人は、個別法で基本的に次期中期目標の範囲内でしか認めない、そういうファンド的なものは基本的に認めないという考え方で、国立大学法人なんかとか

なり違うという理解でよろしいんですか。

○瀧澤調整室長 例えば、今、民間研究促進業務のようにファンドとしてやっているのもございますが、それも中期目標で指してる業務でございます。また、中期目標を達成するために自己収入を上げていくということに関しては、妨げるものではございませんが、あくまでも中期目標というのが独法のミッションでございますので、その目標を逸脱することについては、基本的にはやっちゃいけないということになるかと思えます。

○田中専門委員 中期目標が次々とできますよね、5年とかですね。その時に積立金がどんどん増えていくというのは、基本的にまずいんですか。やっぱり研究やって、自主研究などをやる時、一定程度のファンドというのは、僕は必要だという考えで言っているわけです。可能な限り積立金をファンド化していくということは、独立という以上は当然じゃないかと思うんです。個別法の解釈の問題なんですか。

○瀧澤調整室長 結局、手法をどうするかということもありますので。研究そのものは深化していくというのは、当然、個別にステージ毎に変わっていきますので、それに合わせてどこまでやりなさいというのは中期目標で示させていただいています。

それをどういう手法でやるかということに関しては、運営費交付金を主とし、受託研究等を作りながら、また民間等からの寄附的なものを受けながら、共同研究をやるというようなことも進めています。

そのファンドというところに関しては、ちょっとにわかに今、明確に答えることはできないんですけれども、あくまでもそのミッションとして中期目標をどう達成するか、そのための手段としてどういう形が一番ベストか、一番効率がいいかということに関しては、かなり独法の方で、いろいろ苦勞をされているという現状でございます。

○齋藤座長 今後、何かの場で議論があってもいいかと思えますけれど、今回ここまで踏み込んで議論してしまうと、少し話が広がり過ぎるかなという感じがいたします。

ただ、流れとしましては、いろんなお金を取ってきていますよね。中期目標の中にそれを組み合わせながら研究の発展をするわけでございますので、全部国からというわけではもちろんございませんし、その中で一定の自己目的的なものがあったとしても私は、しかるべきだと思うんです。それが中期計画との関係でどこまで説明できるかということになるのではないかと思うんですけど、これは組織目的がそういう形で動いている以上、それは優先すべきだと思うんですが。

さて、他にどうでしょうか。本質的な問題は、ちょっとここで十分にご議論いただく時間は

取れないと思いますが、他にはいかがでしょうか。

○綾部専門委員 話を戻すようになるのですが、各独法さんの方で、例えば報酬を削減したりとか費用をいろいろ削減したりとかいうような努力をしつつ、他からお金をいろいろ確得するような努力をして、そうして出てきた利益というか収益だと思います。

ずっと今までも毎年、経費を削減してきて、これだけ余剰という格好で残っているのであれば、それほど経費削減をしなくてもいいのかなと個人的に思うのですが、いかがなものでしょうか。

○齋藤座長 意見としてはいろんなご意見をいただきたいと思いますが、すぐ答えなきやいけないという、ちょっと難しい部分もあると思います。

ただ、私ども外から見ますと、民間の研究所等と比較しても、雇用条件が今後非常に劣悪になるという感じがいたします。その辺がちゃんとしていないと若手が育たないし、いい研究ができないだろうということで、むしろ余剰分があればそういうところに投入した方がいいんじゃないかという感じがいたします。短い期間では研究者は育ちませんので、まず国そのものが戦力を上げていただかないと、日本社会にとって、本当にいいかどうか分からないです。そういう視点が私は必要だと思うんですよ。今日ここでお話しすることではないので、追って何かの時に、繰り返しこういう意見があったということで済ませたいと思います。なお、あまり農水省サイドがこれについて前面で答えるということはここではない方がいいだろうというように私は思っています。

さて、本件に関して取りまとめでございませけれども、これも先ほどからの繰り返しでございませますが、大臣から意見を求められた場合には、基本的には異存なしとして承認することとし、文章表現等の取扱いについては私に一任いただきたいということで、これもよろしいですか。

はい。では、異議がないということで、確認します。

それでは、このような取扱いとし、大臣から意見を求められた場合には、独立行政法人評価委員会から農林大臣へ提出することといたします。

その他に入ります。議事の4ですね。今後のスケジュールでございませますが、これも事務局からお願いいたします。

○内田技術政策課長補佐 それでは、資料4に基づきご説明申し上げます。

まず、1ページめくっていただきまして、6月22日、これは本日の農業技術分科会でございませ。それから、今後のスケジュールでございませが、7月から8月にかけて、種々ございまして、またよろしくお願いいたします。

まず、第1回の各独法担当部会ということでございますが、7月1日、農研機構、それから7月4日、生物研、農環研、JIRCAS、そして7月19日、土木研部会ということでございまして、各ご担当独法について、先生方にご出席を賜りたいと考えております。各独法の理事長による、22事業年度及び中期目標期間の業務運営等の説明を受けるということでございます。

その後、土木研部会の関係で、国土交通省独法評価委員会土木研分科会の方へ意見を提出いただくということでございます。

それからさらに、この第1回部会が終わった後、独法の業務の実績について、書面によるご評価をいただきます。

それから、7月中・下旬になりますが、今度は、財務省で農研機構の評価がございまして、そちらの方からも意見をいただくということでございまして、第2回の各独法の担当部会を7月29日、農研機構、それから8月2日、生物研、農環研、JIRCASということでございまして、ここで評価結果のご検討等いただくということでございます。

それから、それをいただいた上で、8月12日、農業技術分科会第2回におきまして、平成22事業年度の評価結果の決定をいただきます。

そして8月下旬、これはまだ調整中でございますが、農水省の独立行政法人評価委員会、これは中期目標期間の方の評価結果の決定については、農水省の評価委員会の議決事項になってございますので、こちらの方で決定という予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤座長 では、本日予定しておりました審議は終わりました。分科会を終了したいと思います。

今日の会議につきましては、議事録を公開させていただきます。議事録については、事務局ででき上がり次第、皆様にチェックをいただき、その後インターネットで公表したいと思います。

以上で、本日の議事を終了して、議事進行を事務局にお返しいたします。

○内田技術政策課長補佐 ありがとうございます。

まず、齋藤分科会長、議事進行、大変ありがとうございました。また、委員の皆様方には、大変お暑い中、またご多用のところご審議賜りまして、ありがとうございました。

本日の資料でございますが、ご入用でしたら郵送いたしますので、資料の上に名札を置いていただきたいと思います。

なお、業務実績報告書は、次回以降の会議でも再度、机上配付させていただきたいと存じま

すので、そのまま残しておいていただければと存じます。

その他、不要な資料につきましては、当方にて処分いたしますので、名札を置かずにそのまま机に置いてお帰りいただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして平成23年度第1回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時48分 閉会